

6月1日からファックスでも お問い合わせいただけます

しんじゅくコール



新宿区コールセンター

☎ (3209) 9999

FAX (3209) 9900

しんじゅくコールは、毎日午前8時～午後10時（1月1日～3日を除く）、区のサービスや手続き、施設などのお問い合わせにお答えしています。平日の夜間や土・日曜日、祝日等もご利用いただけます。ファックスでのお問い合わせは、A4判の用紙1枚程度にご記入ください。原則として、ファックスでのお問い合わせには、ファックスでお答えします。

しんじゅくコールは 専門のオペレーターがお答えします

例えば…

駐輪場を利用するにはどうしたら

ごみの出し方が分からない

法律相談を受けたい

図書館の開館時間を知りたい

どうすればシルバーパスを
もらえるの



下記のようなお問い合わせには、オペレーターが回答できない場合があります。開庁時間内は担当課へ電話をおつなぎします。開庁時間外の場合は、翌開庁日以降、担当課からご連絡します。

- ◆区政に対するご意見・ご要望・苦情・相談
- ◆個人の税金や国民健康保険料など、個人情報にかかわる相談・お問い合わせ
- ◆専門性の高い相談・お問い合わせ
- ◆資料請求等のご要望

【問合せ】広聴担当課広聴係（本庁舎3階）☎（5273）4065へ。

震災に伴う施設の利用・催し等の開催について

東日本大震災に伴う節電のため夜間利用を中止していた施設は、6月是一部を除き通常どおり開館します。詳しくは、各施設にご確認ください。新宿区ホームページでもご案内しています。なお、電力供給の状況により利用の中止をお願いする場合がありますが、ご了承ください。7月以降の利用については、順次、ご案内します。

また、火曜日の午後7時までの窓口延長は、6月7日（火）から再開します。

★区が主催する催し等は、「広報しんじゅく」等ですすでにご案内していても、状況により中止・延期する場合があります。また、余震の後の安全確認や節電等のため、区立施設を臨時休館等とすることがあります。

★角筈地域センター・角筈区民ホール・角筈図書館・新宿文化センター大ホールは、東日本大震災の影響による改修工事等のため、7月25日（月）まで利用を中止しています。

家庭や事業所では不要な照明や電気機器のご使用を極力控えていただくなど、引き続き、徹底した節電へのご協力をお願いします。

東日本大震災で被災された方へ

災害援護資金の貸し付け

今回の地震により、現在お住まいの住宅（半壊以上）・家財（家財の3分の1以上の損失）等の被害を受け、当面の復旧資金を必要とする世帯（事業所を除く）には、「災害援護資金」の貸付制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係（本庁舎2階）☎（5273）3517へ。

緊急支援税制

地方税法が改正され、今回の地震による住宅や家財等の損失を、平成23年度住民税の雑損控除として適用できる特例措置が受けられるようになりました。そのほかの特例措置や手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】税務課課税第一係・第二係（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108へ。

東日本大震災に負けないで！

歌舞伎町ルネッサンスのイベント

歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取り組み「歌舞伎町ルネッサンス」の一環として、被災地を応援するイベントを開催します。

【会場】大久保公園（歌舞伎町2-43）

【問合せ】歌舞伎町タウン・マネージメント事務局☎（3207）4516へ。

★がんばれ日本！がんばれ東北！第3回農山村ふれあい市場

全国でまちおこし、村おこしなどに取り組む団体が、各地の特産品・名産品を紹介・販売します。東日本大震災の影響で風評被害を受けている東北や北関東からも、新鮮な農産物等が届きます。復興支援のための義援金も

受け付けます。

【日時】5月29日（日）午前10時～午後3時

【出店地域】群馬県沼田市、長野県伊那市、新潟県村上市、岐阜県下呂市、京都府南山城村、秋田県三種町、茨城県那珂市ほか

★大好き東北プロジェクト 第1回歌舞伎町アートマーケット

東北在住のアーティストの作品や東北・北関東の農産物を販売します。収益の一部は、復興支援のため被災地に寄付します。

【日時】6月4日（土）・5日（日）午前11時～午後5時

【内容】▶手作りアート雑貨・伝統工芸品の販売、▶東北や北関東の農産物・特産品・郷土料理の試食・販売、▶雑貨作り体験、カンファクションとベリーダンスの実演・体験

6月4日～10日は歯の衛生週間 みがこうよ未来へつなげる じょうぶな歯



区内在住の方を対象に、歯の健康相談等をお受けします。

★区の事業

【日時】6月4日（土）～10日（金）の午前中（5日（日）を除く）

【持ち物】健康保険証

【会場・申込み】当日直接、区内歯科医師会所属の歯科医院へ。相談後、治療する場合は有料です。

【問合せ】医療保険年金課庶務係（本庁舎4階）☎（5273）3880へ。

★歯科医師会の事業

●新宿区歯科医師会

【日時】5月28日（土）・29日（日）午前10時～午後7時

【内容】歯の健診・口腔衛生相談

と指導。歯ブラシ等口腔衛生関連品を差し上げます。

【会場・申込み】当日直接、京王百貨店新宿店7階特設会場（西新宿1-11-4）へ。

●四谷牛込歯科医師会

【日時】6月4日（土）午後1時～4時

【内容】歯の健診と相談・歯ブラシ指導・口臭測定。歯ブラシ等口腔衛生関連品を差し上げます。

【会場・申込み】当日直接、善國寺（毘沙門天）特設会場（神楽坂5-36）へ。

【問合せ】健康推進課健康事業係（第2分庁舎分館1階）☎（5273）3047へ。



5月31日は世界禁煙デー
5月31日～6月6日は禁煙週間

みんなで知ろう！
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

世界禁煙デーは、「たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう、さまざまな対策を講ずるべきである」という世界保健機関（WHO）の決議で、平成元年から5月31日と定められています。また、厚生労働省は平成4年から禁煙週間を設け、たばこ対策を進めています。

世界禁煙デーの23年度のテーマは、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」です。この条約は、平成17年に発効し、現在、約170の国が締約国となっています。世界中の国がたばこの規制活動を共同で進めることで、喫煙や受動喫煙による被害を、より少なくすることを目的としています。

▼区内の小・中学校や施設等で喫煙を考える講演会を開催しているほか、受動喫煙防止を呼び掛けるチーンホルダーを作成し、母子健康手帳の交付時に配布しています。

【問合せ】健康推進課健康事業係（第2分庁舎分館1階）☎（5273）3047へ。

●区のとばこ対策

▼飲食店等の食品衛生責任者が参加する食品衛生講習会等で、受動喫煙防止や分煙推進のパンフレットを配布し、たばこによる健康被害の知識の普及啓発に努めています。

▼全面禁煙を表示するステッカーを作成し、希望する方に配布しています。